

役員等報酬規程

社会福祉法人千葉シニア

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉シニアの役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び評議員、監事、評議員選任解任委員会委員（以下、本役員等という）をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 本役員等が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 同一日に開催された理事会、評議員会、評議員選任解任委員会に出席したときは、重複して報酬を支払わないものとする。

3 交通費は別表1による。

(その他の報酬等)

第4条 理事長が常勤で業務にあたった場合は別表2-1により報酬を支払うことができる。

2 本役員等が理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその特任業務にあたった場合は、別表2-2により報酬を支払うことができる。

3 本役員等が理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2-3により報酬を支払うことができる。但し、あらかじめ理事会において、業務内容を含め承認を得なければならない。

(出張旅費)

第5条 本役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人千葉シニア旅費規程により日当及び旅費等を支給することができる。

(報酬等の支払い方法)

第6条 前3条から5条の報酬等の支払いは、月末締め翌15日に支払うこととする。但し、支払日が休日の場合には支払日の前の平日に支払うこととする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年12月3日より適用する。

附 則

この規程は、平成25年2月4日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日より適用する。